

役員名簿 (法人名 社会福祉法人 幸楽会)

第22期(自平成29年6月11日～至平成30年度定時評議員会の締結時) 定数(理事 6名 監事 2名)

役員名	氏名	職業	特殊関係人の有・無	役員資格等	当初就任年月日 及び 現在の任期	報酬
理事長	田中 正清	施設役員	有	学識・福祉・地域 施設長・その他	当初 年月日 自 29年6月11日 至 30年度定時評議員会の締結時	日額 0円
理事	田中 昌代	施設長	有	学識・福祉・地域 施設長・その他	当初 年月日 自 29年6月11日 至 30年度定時評議員会の締結時	日額 0円
理事	田中 洋	税理士	無	学識・福祉・地域 施設長・その他	当初 年月日 自 29年6月11日 至 30年度定時評議員会の締結時	日額 11,770円
理事	川崎 孝	施設長	無	学識・福祉・地域 施設長・その他	当初 年月日 自 29年6月11日 至 30年度定時評議員会の締結時	日額 11,770円
理事	西浦 正義	法人理事長	無	学識・福祉・地域 施設長・その他	当初 年月日 自 29年6月11日 至 30年度定時評議員会の締結時	日額 11,770円
理事	向江 英雄	市議会議員	無	学識・福祉・地域 家族・その他	当初 年月日 自 29年6月11日 至 30年度定時評議員会の締結時	日額 11,770円
監事	家治 邦清	自営	無	学識・福祉・地域 施設長・その他	当初 年月日 自 29年6月11日 至 30年度定時評議員会の締結時	日額 11,770円
監事	庄司 和彦	司法書士	無	学識・福祉・地域 施設長・その他	当初 年月日 自 29年6月11日 至 30年度定時評議員会の締結時	日額 11,770円

社会福祉法人幸楽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 幸楽会(以下「当法人」という)定款第9条および第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、別表1の通り報酬等を支給する。

(1)非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、別表1に定める額

(2)非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する

別表1

【評議員】

	報酬の額
評議員会への出席	日額 11,770円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 11,770円

【理事】

	報酬の額
理事会への出席	日額 11,770円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 11,770円

【監事】

	報酬の額
評議員会、理事会、監事監査等への出席	日額 11,770円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 11,770円